

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 管理職手当について

人事委員会規則で定める管理職手当の月額、職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならないこと。

(2) 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,000円とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。